

診療所承継・開業支援事業施設整備費  
補助金交付要綱

## 診療所承継・開業支援事業施設整備費補助金交付要綱

### (通 則)

第1 診療所承継・開業支援事業施設整備費補助金については、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（令和7年10月7日厚生労働省発医政1007第4号）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 今後も一定の定住人口が見込まれるもの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備への支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

### (交付の対象)

第3 この補助金の交付対象となる事業は、「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱」（令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知）に基づき、診療所を承継又は開業する開設者が実施する施設整備事業とする。ただし、次に掲げる費用については交付の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

### (交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いかれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積	診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費
(1) 診療部門 ア 無床の場合 160m <sup>2</sup>	(1) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等)
イ 有床の場合 (ア)5床以下 240m <sup>2</sup>	
(イ)6床以上 760m <sup>2</sup>	
(2) 医師住宅 80m <sup>2</sup>	(2) 診療部門と一体となった医師住宅

(3) 看護師住宅 80m <sup>2</sup> 基準単価				(3) 診療部門と一体となった看護師住宅
	鉄筋コンクリート	ブロック	木造	
診療部門				
医師住宅	484,000 円	214,000 円	355,000 円	看護師住宅

(注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

3 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して承認を得た額とする。

#### (申請手続)

第5 補助事業者は、この補助金の交付を申請しようとするときは、様式第1号による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに、これを知事に提出しなければならない。

2 なお、補助事業者は、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率等を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においてはこの限りではない。

#### (交付の方法)

第6 この補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いとすることができる。

2 補助事業者は、概算払いの交付を受けようとするときは概算払請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

#### (事業実績報告)

第7 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第3号）を知事に提出して行わなければならない。なお、事業が翌年度にわたるとときは、この補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の4月5日までに、年度終了実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第8 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交

付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付の条件)

第9 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、様式第6号により事前に知事の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものを除く。）
  - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものを除く。）
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第7号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助申請額が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (10) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第8号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (11) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については知事が定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号

年　月　日

山梨県知事 殿

<医療機関の名称>  
<開設者氏名> 印

年度診療所承継・開業支援事業施設整備費補助金交付申請書

のことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 所要額調書（別紙1）

3 事業計画書（別紙2）

4 添付書類

- (1) 工事仕様書、工事設計書及び工事仕訳書
- (2) 歳入歳出予算書の抄本
- (3) その他参考となる書類

## 所 要 額 調 書

補助事業者名

(単位：円)

総 事 業 費 (A)	寄付金その他 の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)	備 考

## (記入上の注意)

- 1 選定額（F）には、対象経費の支出予定額（D）と基準額（E）とを比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 2 県補助基本額（G）には、差引事業費（C）と選定額（F）とを比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 3 県補助所要額（H）には、県補助基本額（G）に2分の1を乗じて得た額を記載すること。ただし1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

## 事 業 計 画 書

事業の名称	診療所承継・開業支援事業		(承継・新規開業の別)	区分	費目	面積	単価	金額	備考						
開設者(設置者)	施設名	所在地					$m^2$	円	円						
<b>1 施設の規模及び構造等</b>															
敷地の状況	敷地面積 $m^2$ (自己所有地、借地、買入(予定)地の別)			補助対象外事業分											
事業の種別	(新築、増築、改築の別)														
建物の構造及び面積	造 建築面積 $m^2$	抵当権													
階 延 面 積 $m^2$															
<b>2 施行状況</b>															
工事の施工方法	(直営、請負の別)														
施工期間	着工 年 月 日	～	竣工 年 月 日												
<b>3 整備費内訳</b>															
区分	費目	面積	単価	金額	備考										
補助対象事業分		$m^2$	円	円		小計									
						合計									
						<b>4 財源内訳</b>									
						区分	金額			備考					
						(1)県補助金	円								
						(2)地方債	円								
						(3)寄付金	円								
						(4)その他	円								
						計	円								
						<b>5 その他参考事項</b>									
承継日または開業日	年 月 日			現管理者											
標榜診療科				前管理者											
小計															

様式第2号

年　月　日

山梨県知事 殿

<医療機関の名称>

<開設者氏名>

印

年度診療所承継・開業支援事業施設整備費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日日付け医第 号で交付決定を受けたことについて、次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額 ④	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名 \_\_\_\_\_

預金種別 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ ( )

口座名 \_\_\_\_\_

様式第3号

年　月　日

山梨県知事 殿

<医療機関の名称>

<開設者氏名>

印

年度診療所承継・開業支援事業施設整備費補助金実績報告書

○○年○○月○○日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 金 円

2 所要額精算書 (別紙3)

3 事業実績報告書 (別紙4)

4 添付書類

- (1) 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) 補助事業完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
- (3) 契約書の写し
- (4) 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示すこと)
- (5) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書
- (6) 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し
- (7) 診療所開設届の写し
- (8) その他参考となる書類

## 所要額精算書

補助事業者名

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県交付決定額 (G)	県補助所要額 (H)	備考

(記入上の注意)

- 1 選定額(F)には、対象経費の支出額(D)と基準額(E)とを比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 2 県補助所要額(H)には、選定額(F)に2分の1を乗じて得た額と県交付決定額(G)とを比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。ただし1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

## 事業実績報告書

事業の名称	診療所承継・開業支援事業		(承継・新規開業の別)		区分	費目	面積	単価	金額	備考						
開設者(設置者)	施設名		所在地		補助対象外事業分		m <sup>2</sup>	円	円							
1 施設の規模及び構造等																
敷地の状況	敷地面積		m <sup>2</sup>													
(自己所有地、借地、買入(予定)地の別)																
事業の種別	(新築、増築、改築の別)															
建物の構造及び面積	造	建築面積	m <sup>2</sup>	抵当権												
	階	延面積	m <sup>2</sup>													
2 施行状況																
工事の施工方法	(直営、請負の別)	契約年月日	年 月 日													
施工期間	着工 年 月 日	～ 竣工 年 月 日														
3 整備費内訳																
区分	費目	面積	単価	金額	備考											
補助対象事業分		m <sup>2</sup>	円	円		小計										
						合計										
						4 財源内訳										
						区分	金額		備考							
						(1)県補助金	円									
						(2)地方債	円									
						(3)寄付金	円									
						(4)その他	円									
						計	円									
						5 その他 参考事項										
承継日または開業日	年 月 日		現管理者													
標榜診療科			前管理者													
小計																

様式第4号

年 月 日

山梨県知事 殿

＜医療機関の名称＞

<開設者氏名>

印

## 年度診療所承継・開業支援事業施設整備費補助金年度終了実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け医第

号で交付決定を受けたことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

様式第5号

番 号  
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

診療所承継・開業支援事業施設整備費補助金額の確定通知書

診療所承継・開業支援事業施設整備費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

様式第6号

年　月　日

山梨県知事 殿

<医療機関の名称>

<開設者氏名>

印

年度診療所承継・開業支援事業施設整備費補助金変更承認申請書

○○年○○月○○日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額 金 円  
(変更前 金 円)

2 変更事項

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 変更前と変更後の内容を比較し記載した資料
- (2) その他参考資料

様式第7号

年　月　日

山梨県知事 殿

<医療機関の名称>  
<開設者氏名> 印

年度診療所承継・開業支援事業施設整備費補助金中止（廃止）申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次の理由  
により中止（廃止）したく申請します。

1 補助申請額 金 円

2 中止（廃止）の理由

3 添付書類

- (1) 申請時までの進行状況（実績報告書の様式を準用のこと）
- (2) その他参考資料

様式第8号

年　月　日

山梨県知事 殿

<医療機関の名称>

<開設者氏名>

印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け医第　　号で交付決定を受けた令和　年度診療所承継・開業支援事業施設整備費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、次のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金　　円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金　　円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料を添付する。